

大口町いじめ防止基本方針

平成27年4月

大口町教育委員会

(最終改訂 令和2年4月1日)

目 次

はじめに	3
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの認知について	
(2) 事態への対応について	
(3) 未然防止に向けて	
2 いじめの定義	5
(1) いじめはどこにでも、誰にでも起きる可能性がある	
(2) 定義変更のポイント	
(3) いじめ認知の留意点	
3 関係者の責務	6
(1) 学校の設置者の責務	
(2) 学校及び学校の教職員の責務	
(3) 保護者の責務等	
(4) 住民等の責務	
4 大口町（大口町教育委員会）としての取組	7
(1) 大口町いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) いじめ防止対策の研修等の実施	
(3) 広報・啓発活動	
(4) 心理アセスメント調査の実施体制整備	
(5) 教育相談活動	
(6) 調査の実施	
(7) 関係機関との連携	
5 学校としての取組	9
(1) 児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくりの推進	
(2) 学校いじめ防止基本方針の公表及び検証	
(3) インターネット上のいじめに対する措置	
(4) いじめアンケート、個別面談の実施	
(5) 初期段階での対応	
(6) 集団への働きかけ	
(7) いじめの解決に対する考え方	
6 重大事態への対処	10
(1) 重大事態とは	
(2) 判断の留意点	
(3) 調査主体の判断、及び、対応	
(4) 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置	

はじめに

いじめの原因はいじめられている子どもにはありません。児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合うことを後回しにしない。これを、大口町教育委員会の立場として宣言し、町内各学校・家庭・地域がさらに連携し、いじめ防止施策に取り組むために、「大口町いじめ防止基本方針」を策定した。

大口町いじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された法律「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の第12条の規定に基づき、国・県が策定した「いじめ防止基本方針」（以下「方針」という。）を参考にしつつ、平成27年4月に策定した。

そして、法施行後3年がたった平成29年3月、国の方針が改定された。この改訂は、法の趣旨がより方針に具現化するように意図された。すなわち、法が制定された以後も重大ないじめ事態が起きているという事実に対正し、その原因に「法が定義するいじめ」を限定的に解釈し、「いじめの正確な認知」が行われていないという実態が見られる、という問題意識が基底にある。

平成30年4月、大口町は、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することによって、その解消に向けた取組のスタートラインに立つ」という決意をもって、方針の改訂版を策定した。とりわけ、「法が定義するいじめ」について誠実に真摯に向き合いたい。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの認知について

大口町教育委員会としては、いじめの認知件数の多寡と、学校経営の評価、あるいは、担任の学級経営の評価とは分けて考える。ともすれば、「認知件数を少なくしたい」という気持ちから、結果としていじめを見過ごし、事態の深刻化を招いているという事例が起きている。このような気持ちが生じる背景には、次のようなことが考えられる。

- ・管理職や設置者からの評価
- ・地域からの批判
- ・メディアの報道

しかしながら、子どもの命を守るためにきちんと対応した「証」として認知件数が増えるのであれば、怯えることなく正々堂々と胸を張ればよい。ただし丁寧に説明を尽くすことは必要である。

大口町教育委員会としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価する。いじめの認知件数が多い学校＝生徒指導上問題のある学校ではない、という受け止め方である。

児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合、いじめとして認知する。

認知して、解消への取組が始まるという意識を持ちたい。

いじめの報告をする部下職員に対して、管理職は「よく報告してくれた」という受け止め方をしたい。この受け止めは、学校と教育委員会でも同様である。こうした意識で報告を受け止めれば、担任は「報告してよかった」という意識となり、担任は子どもの現実と向き合う。このような動き・対応が日常になれば、いじめ防止への好循環になっていくと考えている。

(2) 事態への対応について

法の制定以降、対応は、これまでの【事実を確定→対応】というパターンから、【まず状況に迅速・適切に対応→事実を確定】というパターンへ変化していることを認識したい。

大切なことは、児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合うことを後回しにしない。いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒をしっかりと守ること。いじめた子どもについては、その子の成長につながる指導を目指す。

いじめについては、教職員がその場で「大丈夫」とか、「よくあること」とか、「それくらいのこと」と即断しないで、学校の組織へ連絡（法で義務づけ）し、過小評価しないで捉える。

こうした掘り起こしによって、認知件数は増えるが、このことへの社会（保護者・地域・メディア）の理解が必要である。認知（＝対処）件数の多いことは、子どもを守るために、いじめに向き合った証しであり、学校・家庭・地域の感性と教育力の高まりの証しでもあるとして、肯定的に評価したい。

(3) 未然防止に向けて

問われるのは、

- ① いじめに向き合う姿勢と、実効性のある対応
- ② いじめ問題を通じて、子どもたちに何を育もうとしたか。子どもたちの成長につながる指導となったか

いじめ問題では、未然防止に取り組むことが最も重要である。自己肯定感を高め、「居場所」づくりと「きずな」づくりに取り組むことにより、楽しく通える学校づくりが求められる。学校では、教職員間で相談・協力できる風通しのよい職場環境を整え、児童生徒一人一人と向き合う時間を確保し、年間を通したいじめ防止の取組を計画・実施する。そして、取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、一体となって推進する。

2 いじめの定義

(1) いじめはどこにでも、誰にでも起きる可能性がある

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが行ったいじめ追跡調査2013-2015によると、小学校6年間で「仲間はずれ、無視、陰口」を「された経験がある」と9割の児童が回答している。同時に9割の児童生徒が「した経験がある」と回答している。

「いじめ心は、心のどこかに潜んでいる」という言葉が示すように、いじめはどこにでも、誰にでも起きる可能性がある。「故意」という動機は、現在の「いじめの定義」には含まれない。無意識に無自覚に発した言動によって、相手が「苦痛」を感じている。この「無意識」「無自覚」から生まれているいじめ。だからこそ、誰もが当事者になり得る問題であり、皆が協働して考えなければならない問題と言える。

教師も同様である。子どもは、教師の温かな言葉掛けから、他者へのかかわり方を学んでいる。このことを自覚し、教師は言葉を選びたい。

(2) 定義変更のポイント

いじめの定義にあたり、未だに平成17年度の定義である「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」に引きずられていないか。平成18年度に定義が変わり、「いじめの判断」は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことになった。さらに、「発生件数」から「認知件数」に変更している。

また、行為の継続性、反復性は削除された。現定義では、一回限りでも「いじめ」と捉える。さらに、被害の軽重には無関係である。平成17年度までの定義とは違うことを強調したい。

(3) いじめ認知の留意点

- ① 「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）（以下、「校内対策委員会」という。）を活用して行うようにする。
- ③ いじめを発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、担任及び学年主任、生徒指導担当者に直ちに報告し情報を共有する。その後、「校内対策委員会」を組織し、関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④ 事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑤ アンケートで、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合、いじめとして認知する。
- ⑥ 遊びやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合

があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ⑦ すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合でも、法が定義するいじめに該当すると考え、その後も日常的に注意深く観察する。

～平成17年度

自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

平成25年の定義
(いじめ防止対策推進法の定義)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【蔓延する間違った認識】

- ×「いじり」「からかい」は、まだ「いじめ」ではない。
- ×「善意」「無意図」でやったことは「いじめ」ではない。
- ×すぐに謝って相手も許したから「いじめ」ではない。
- ×多額恐喝や強制猥褻はもはや「いじめ」ではない。(○「犯罪かついじめ」である。)

3 関係者の責務

本基本方針における「関係者」とは、学校の設置者である大口町及び大口町教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者を指す。(法第7条～9条)

また、「大口町いじめ防止等に関する条例」(以下、「条例」という。)には、住民等の責務について記されている。法・条例が定める当該者の責務を次に示す。

(1) 学校の設置者の責務

法第七条 学校の設置者は、基本理念(※)にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念(※)にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに

に、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(3) 保護者の責務等

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 住民等の責務

条例第七条 住民等は、基本理念（※）にのっとり、児童生徒に対する見守りを行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めるものとする。

- 2 住民等は、いじめを受けた児童生徒を発見したとき、又は児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにこれを当該児童生徒が在籍する町立学校、町、又は関係機関等に通報することを求めるものとする。

(※)「基本理念」とは、法第三条に掲げられていることを指す。

4 大口町（大口町教育委員会）としての取組

町は、いじめ防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、力を合わせて地域総ぐるみで対応できるよう支援する。

(いじめの未然防止)

(1) 大口町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、学校、教育委員会、町関係部局、児童相談所、警察署、その他専門的な知識及び経験を有する第三者を構成員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

「大口町いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関する取組がいじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、本町のいじめ防止対策の充実に資するものとする。

(2) いじめ防止対策の研修等の実施

町は、文科省・県教育委員会の通知、及び、各種有益な情報を収集して適宜学校へ周知したり、教職員に対し、いじめ防止対策に係る研修会を実施したりする。

(3) 広報・啓発活動

町は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、様々な機会を通して、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う。

例1 「いじめはね やめるじゃなくて はじめない」
～大口町いじめ問題標語コンテスト優秀作品～

例2 愛知県教育キャンペーン活動への参加
～いじめ防止 ～自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重しよう～

(いじめの早期発見)

(4) 心理アセスメント調査の実施体制整備

町は、児童生徒個々の心理的状态、並びに、学級集団の状态を客観的に把握するものとして「アンケート QU」が町事業として実施できるようにする。現在では、小学校3年生以上で年2回実施できる体制を組んでいる。

(5) 教育相談活動

いじめに悩む児童生徒・保護者が教育委員会に相談してきたときには、真摯に対応する。いじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他適切な措置をとるものとする。また、SCを配置し、相談体制の充実を図る。

(いじめに対する措置)

(6) 調査の実施

いじめ認知の報告が学校からある場合、「重大事態」としてとりあつかうかどうかの判断をする。この判断についての基準は、「6 重大事態への対処」の記載による。また、教育委員会は、調査主体を学校が行うか、教育委員会が行うかの判断をする。

学校が行う場合、教育委員会の職員は必要な指導・助言を行い、状況に応じて外部機関との連絡調整を行い、調査を支援する。

教育委員会が行う場合の対応については、「6 重大事態への対処」の記載による。

(7) 関係機関との連携

調査の経緯や結果について、町首長部局や関係機関への報告・相談を適切に行うようにする。

5 学校としての取組

(いじめの未然防止)

(1) 児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくりの推進

児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業とは、①「共感的な人間関係がある」②「自己存在感が持てる」③「自己決定の場面がある」ことを言う。つまり、授業の中で自信を持って自分の意見を述べたり、間違えたことを責められたりすることなく、自分から授業に参加すること自体に意味を持てる授業のことである。学校生活すべての場面で機能させるべきものと言える。この実現のために、大口町教育委員会がリーフレット「大口学びスタイル」を策定した。共通した授業ガイドラインのもと、町内4小中学校で連携した授業づくりを行う。

(2) 学校いじめ防止基本方針の公表及び検証

各学校のホームページなどに、いじめ防止基本方針を掲載するとともに、各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関などに説明する。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づける。このことにより、学校いじめ防止基本方針の実効性や組織的取組の在り方を見直す機会とする。

(3) インターネット上のいじめに対する措置

インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実させる。

(いじめの早期発見)

(4) いじめアンケート、個別面談の実施

いじめアンケート調査を定期的に行い、個別面談を通して、いじめの早期発見に努める。アンケート調査結果は、複数の目でチェックする。児童生徒が周囲に気兼ねし、本当のことを書けないことがないように、アンケートを選択式にするなどの工夫をする。尚、アンケートの保管期間は、3年間とする。

(5) 初期段階での対応

遊びや悪ふざけのように見えても、いじめかもしれないと思ったら放置せず、その場でその行為を止めさせる。児童生徒及び保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、安心して話せる環境を整え、十分な時間を確保し、真摯な態度でじっくりと聞き取り、正確に記録する。たとえわずかであっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を必ず守る。

(いじめに対する措置)

(6) 集団への働きかけ

いじめに気付いていた児童生徒に対しては、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えるとともに、安心して伝えられる体制を整え、信頼関係を築くようにする。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解できるように努める。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行き渡るようにする。

(7) いじめの解決に対する考え方

いじめの解決とは、いじめを行う児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両方や周りの児童生徒全員が互いの関係を修復し、新たな活動に踏み出すことをもって判断させるべきである。

いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為の解消

被害児童生徒に対する心理的または物理的影響（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月以上継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。いじめの解消に至っていない段階では被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態（法第28条第1項）とは、次の事項に該当する場合を指す。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 判断の留意点

- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たること。
- ・ 「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行う。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・ 重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す。
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - ・ カッターで刺されそうになったが、とっさにバックを盾にしたため刺されなかった。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額一万円を渡した。
- ※ これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。
- ・ いじめの重大事態の判断は、いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行うものではない。いじめの「疑い」（被害者・保護者からの訴え、日記、アンケート等の記載）が確認された時点で「いじめの重大事態である」と判断を行うこと。「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。（当該調査において、いじめの事実が確認できなかったという結果となった場合も、当該事案が「いじめの重大事態」に該当することには変わりはない。その場合は、「いじめの重大事態」として捉えて、組織を立ち上げて調査を尽くしたが、いじめの事実は確認できなかった。」という結論になる。）

(3) 調査主体の判断、及び、対応

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。

① 学校が主体

- ・ 校内対策委員会（p.5 参照）の組織で調査を行う。場合に応じて警察官や児童相談所など第三者を加える。
- ・ 教育委員会の職員は必要な指導・助言を行い、状況に応じて外部機関との連絡調整を行い、調査を支援する。

② 教育委員会が主体

- ・ 大口町教育委員会は、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等の対策が効果的に行われるよう、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関を設置する。この附属機関を大口町いじめ問

題対策委員会（以下「対策委員会」という。）と称する。

- ・ 対策委員会については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。
- ・ 教育委員会が、法第28条に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合、この附属機関により調査を行う。
- ・ この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び学校の設置者が、事実に向き合うことで、同種の事態の発生防止を図るものである。

（4）町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

重大事態については、法に基づき、①学校から教育委員会への発生報告（法第30条第1項）、②教育委員会から町長への発生報告（法第30条第1項）、③教育委員会から町長への調査結果の報告（法第30条第2項）、④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供（法第28条第2項）を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

町長は、学校や教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について、再度、調査（「以下、「再調査」という。」が必要かどうかを判断し、必要な場合は、再調査を行うこととする。（法第30条第2項）

町は、第30条第2項の規定による再調査を行うため、町長の附属機関として大口町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

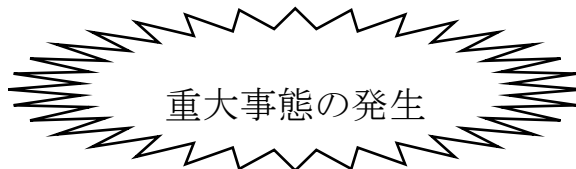
（条例第13条第1項）調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。（条例第13条第2項）

再調査を行った場合、町長はその結果を議会に報告する。（法第30条第3項）

※ 重大事態への対処についてのその他詳細は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に準じる。

～～重大事態対応フロー図～～

小 中 学 校



例えば、、、

- 児童生徒が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負った
- 金品等に重大な被害被った
- 精神性の疾患を発症した など

